

## 平成29年度公表検査結果(概略)

平成29年4月24日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。  
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。  
 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
福島県	農産物	264	—		
	畜産物	1,384	—		
	水産物	817	—		
	牛乳・乳児用食品	30	—		
	野生鳥獣肉	1	—		
	飲料水	4	—		
	その他	123	—		
	<b>小計</b>	<b>2,623</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
宮城県	農産物	199	—		
	畜産物	570	—		
	水産物	232	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	その他	5	—		
	<b>小計</b>	<b>1,006</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
茨城県	農産物	122	1		
	畜産物	1,765	—		
	水産物	58	—		
	牛乳・乳児用食品	6	—		
	野生鳥獣肉	2	—		
	飲料水	0	—		
	その他	1	—		
	<b>小計</b>	<b>1,954</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
栃木県	農産物	446	—		
	畜産物	2,335	—		
	水産物	1	—		
	牛乳・乳児用食品	10	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	2	—		
	<b>小計</b>	<b>2,794</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
群馬県	農産物	43	—		
	畜産物	2,022	—		
	水産物	36	—		
	牛乳・乳児用食品	3	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	13	—		
	<b>小計</b>	<b>2,117</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
千葉県	農産物	123	—		
	畜産物	261	—		
	水産物	53	—		
	牛乳・乳児用食品	3	—		
	野生鳥獣肉	58	—		
	飲料水	0	—		
	その他	2	—		
	<b>小計</b>	<b>500</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 平成29年度公表検査結果(概略)

平成29年4月24日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。  
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。  
 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
青森県	農産物	32	—		
	畜産物	1,740	—		
	水産物	47	—		
	牛乳・乳児用食品	2	—		
	飲料水	0	—		
	その他	2	—		
	<b>小計</b>	<b>1,823</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
岩手県	農産物	12	—		
	畜産物	1,482	—		
	水産物	162	—		
	牛乳・乳児用食品	20	—		
	野生鳥獣肉	3	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
<b>小計</b>	<b>1,679</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
秋田県	農産物	24	—		
	畜産物	293	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	1	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
<b>小計</b>	<b>318</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
山形県	農産物	57	—		
	畜産物	1,396	—		
	水産物	4	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	1	—		
	その他	8	—		
<b>小計</b>	<b>1,466</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
埼玉県	農産物	47	—		
	畜産物	576	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	1	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	1	—		
<b>小計</b>	<b>625</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
東京都	農産物	41	—		
	畜産物	10	—		
	水産物	3	—		
	牛乳・乳児用食品	2	—		
	飲料水	2	—		
	その他	4	—		
<b>小計</b>	<b>62</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
神奈川県	農産物	38	—		
	畜産物	96	—		
	水産物	12	—		
	牛乳・乳児用食品	47	—		
	飲料水	0	—		
	その他	3	—		
<b>小計</b>	<b>196</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

## 平成29年度公表検査結果(概略)

平成29年4月24日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。  
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。  
 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
新潟県	農産物	49	—		
	畜産物	166	—		
	水産物	8	—		
	牛乳・乳児用食品	8	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	3	—		
	<b>小計</b>	<b>234</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
山梨県	農産物	8	—		
	畜産物	60	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	2	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	1	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>71</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
長野県	農産物	21	—		
	畜産物	635	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	3	—		
	野生鳥獣肉	7	—		
	飲料水	0	—		
	その他	1	—		
	<b>小計</b>	<b>667</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
静岡県	農産物	15	—		
	畜産物	137	—		
	水産物	1	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	1	—		
	その他	4	—		
	<b>小計</b>	<b>158</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
北海道	農産物	23	—		
	畜産物	1,892	—		
	水産物	9	—		
	牛乳・乳児用食品	10	—		
	飲料水	0	—		
	その他	16	—		
<b>小計</b>	<b>1,950</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
富山県	農産物	1	—		
	畜産物	4	—		
	水産物	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
石川県	農産物	0	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
福井県	農産物	0	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

# 平成29年度公表検査結果(概略)

平成29年4月24日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
岐阜県	農産物	0	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
愛知県	農産物	8	—		
	畜産物	114	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	その他	1	—		
	<b>小計</b>	<b>123</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
三重県	農産物	1	—		
	畜産物	197	—		
	水産物	0	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>198</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
滋賀県	農産物	0	—		
	畜産物	23	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>23</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
京都府	農産物	5	—		
	畜産物	1	—		
	水産物	3	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
大阪府	農産物	1	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
兵庫県	農産物	7	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	1	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
<b>小計</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
奈良県	農産物	0	—		
	畜産物	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
和歌山県	農産物	0	—		
	畜産物	1	—		
	水産物	0	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	その他	1	—		
	<b>小計</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
鳥取県	農産物	0	—		
	畜産物	75	—		
	水産物	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>75</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 平成29年度公表検査結果(概略)

平成29年4月24日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。  
 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。  
 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
島根県	農産物	0	—		
	畜産物	431	—		
	水産物	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>431</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
岡山県	農産物	0	—		
	畜産物	49	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>49</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
広島県	農産物	0	—		
	畜産物	22	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	<b>小計</b>	<b>22</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
山口県	農産物	4	—		
	畜産物	114	—		
	水産物	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>118</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
徳島県	農産物	4	—		
	畜産物	10	—		
	水産物	1	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	飲料水	0	—		
	<b>小計</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
香川県	農産物	3	—		
	畜産物	8	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	<b>小計</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
愛媛県	農産物	3	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	飲料水	0	—		
	<b>小計</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
高知県	農産物	6	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
<b>小計</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
福岡県	農産物	0	—		
	畜産物	14	—		
	水産物	0	—		
	飲料水	0	—		
	<b>小計</b>	<b>16</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
佐賀県	農産物	1	—		
	畜産物	60	—		
	水産物	0	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	<b>小計</b>	<b>61</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

# 平成29年度公表検査結果(概略)

平成29年4月24日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理が困難な品目」と「栽培/飼養管理が可能な品目」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目	
				【栽培/飼養管理が困難な品目】	【栽培/飼養管理が可能な品目】
長崎県	農産物	1	—		
	畜産物	4	—		
	水産物	1	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
熊本県	農産物	3	—		
	畜産物	1	—		
	水産物	1	—		
	牛乳・乳児用食品	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
大分県	農産物	0	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	飲料水	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
宮崎県	農産物	20	—		
	畜産物	31	—		
	水産物	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>51</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
鹿児島県	農産物	2	—		
	畜産物	329	—		
	水産物	2	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>333</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
沖縄県	農産物	0	—		
	畜産物	0	—		
	水産物	0	—		
	その他	0	—		
	<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
その他	農産物	25	—		
	畜産物	1	—		
	水産物	2	—		
	牛乳・乳児用食品	68	—		
	野生鳥獣肉	0	—		
	飲料水	16	—		
	その他	194	—		
	<b>小計</b>	<b>306</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>総計</b>	<b>22,120</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	

- ※1: 平成28年度公表検査結果  
総計: 322,563件(基準値超過461件)
- ※2: 平成27年度公表検査結果  
総計: 340,311件(基準値超過291件)
- ※3: 平成26年度公表検査結果  
総計: 314,216件(基準値超過565件)
- ※4: 平成25年度公表検査結果  
総計: 335,860件(基準値超過1,025件)
- ※5: 平成24年度公表検査結果(平成24年4月1日以降に採取された検体分(経過措置対象品目を含む))  
総計: 278,275件(基準値超過2,372件(暫定規制値超過17件含む))
- ※6: 平成24年3月31日以前に採取された検体(暫定規制値適用対象)の検査結果  
総計: 137,037件(暫定規制値超過1,204件)
- ※7: 食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。  
基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られます。